

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月30日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社 i 3
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役 銭 鋳
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社 i 3 (東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社 i 3 をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社イグニスを行います。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書の提出にかかる公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注10) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連

会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注11) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年3月8日付で提出した公開買付届出書（2021年3月22日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、公開買付者の特別関係者である錢鋳氏の所有株式の一部につき、2021年3月22日付で申請・記録手続の誤りにより名義上他者所有となっていたものに関し名義の修正が行われたことにより、同氏の所有株式数に変更があったこと、及び同氏の所有株式の一部につき、2021年3月23日付で第三者が当該株式について有する質権を実行し売却が行われたこと、また、公開買付者が、対象者の株主である田邊卓也氏との間で、2021年3月30日付で、新たに本公開買付けに応募しない旨の契約を締結したことに伴い、公開買付届出書及びその添付書類である2021年3月8日付公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの背景等

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

本基本合意書

本不応募合意書（田邊氏）

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(2) 買付け等の価格

(3) 買付予定の株券等の数

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

特別関係者

所有株券等の数

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場であるマザーズ市場（以下「東京証券取引所マザーズ市場」といいます。）に上場している対象者株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式、銭氏が所有する対象者株式の全て、鈴木氏が所有する対象者株式の全て、銭氏がその発行済株式の51.00%を所有する資産管理会社かつ第4位株主である株式会社Q K（以下「Q K」といいます。）が所有する対象者株式の全て、銭氏がその発行済株式の51.00%を所有する資産管理会社かつ第8位株主である株式会社S Y（以下「S Y」といいます。）が所有する対象者株式の全て、銭氏の配偶者である山田理恵氏（以下「山田氏」といいます。）が所有する対象者株式の全て、並びに銭氏の友人である柏谷泰行氏（第9位株主。以下「柏谷氏」といいます。）、上野山勝也氏（以下「上野山氏」といいます。）、佐藤裕介氏（以下「佐藤氏」といいます。）及び秋元伸介氏（以下「秋元氏」といいます。）、柏谷氏、上野山氏、佐藤氏及び秋元氏を総称して、以下「友人不应募株主」といいます。）、銭氏、鈴木氏、Q K、S Y、山田氏及び友人不应募株主を総称して、以下「不应募合意株主」といいます。）がそれぞれ所有する対象者株式の全てを除きます。）並びに本新株予約権（ただし、不应募合意株主が所有する本新株予約権を除きます。）の全てを取得することにより、対象者の株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

(中略)

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、銭氏（所有株式数：2,616,600株、所有割合（注2）：15.94%）及び鈴木氏（所有株式数：3,966,600株、所有本新株予約権数：100個（目的となる株式数：20,000株）、所有割合：24.28%）との間で、2021年3月5日付で、基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）をそれぞれ締結し、銭氏は、銭氏が所有する対象者株式2,616,600株（所有割合：15.94%）全てを本公開買付けに応募しないことを、鈴木氏は、鈴木氏が所有する対象者株式3,966,600株（所有割合：24.16%）及び本新株予約権100個（目的となる株式数：20,000株、所有割合：0.12%）全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しております。加えて、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、Q K（所有株式数：354,300株、所有割合：2.16%）、S Y（所有株式数：212,600株、所有割合：1.29%）、柏谷氏（所有株式数：204,800株、所有割合：1.25%）、山田氏（所有株式数：192,200株、所有割合：1.17%）、上野山氏（所有株式数：36,000株、所有割合：0.22%）、佐藤氏（所有株式数：34,000株、所有割合：0.21%）及び秋元氏（所有株式数：14,400株、所有本新株予約権数：30個（目的となる株式数：6,000株）、所有割合：0.12%）との間で、2021年3月5日付で、不应募合意書（以下「本不应募合意書」といいます。）をそれぞれ締結し、Q Kは、Q Kが所有する対象者株式354,300株（所有割合：2.16%）全てを本公開買付けに応募しないことを、S Yは、S Yが所有する対象者株式212,600株（所有割合：1.29%）全てを本公開買付けに応募しないことを、柏谷氏は、柏谷氏が所有する対象者株式204,800株（所有割合：1.25%）全てを本公開買付けに応募しないことを、山田氏は、山田氏が所有する対象者株式192,200株（所有割合：1.17%）全てを本公開買付けに応募しないことを、上野山氏は、上野山氏が所有する対象者株式36,000株（所有割合：0.22%）全てを本公開買付けに応募しないことを、佐藤氏は、佐藤氏が所有する対象者株式34,000株（所有割合：0.21%）全てを本公開買付けに応募しないことを、秋元氏は、秋元氏が所有する対象者株式14,400株（所有割合：0.09%）及び本新株予約権30個（目的となる株式数：6,000株、所有割合：0.04%）全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しております。以上の不应募合意株主が本公開買付けに応募しない対象者株式（合計7,631,500株、所有割合：46.48%）を以下「不应募合意株式」といいます。

(中略)

本基本合意書、本不应募合意書及び本不应募合意書の詳細については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(注2) 「所有割合」とは、()対象者が2021年2月12日に提出した「第12期第1四半期報告書」（以下「対象者四半期報告書」といいます。）に記載された2020年12月31日現在の対象者の発行済株式数（15,676,400株）に、()対象者が2020年12月21日付で提出した第11期有価証券報告書に記載された2020年11月30日現在の全ての新株予約権（18,021個（目的となる株式数：1,598,700株））から、2020年12月1日以降2021年3月4日までに行使され又は消滅した新株予約権（7,821個（目的となる株式数：813,100株）（対象者によれば、第6回新株予約権189個（目的となる株式数：37,800株）、第7回新株予約権121個（目的となる株式数：24,200株）及び第17回新株予約権7,511個（目的となる株式数：751,100株））を除いた数の2021年3月4日現在の本新株予約権（10,200個（対象者によれば、第4回新株予約権2,800個（目的となる株式数：5,600株）、第12回新株予約権250個（目的となる株式数：50,000株）、第13回新株予約権150個（目的となる株式数：30,000株）、第15回新株予約権3,500個（目的となる株式数：350,000株）、及び第16回新株予約権3,500個（目的となる株式数：350,000株）））

の目的となる株式数(785,600株)を加算した数(16,462,000株)から、()対象者が2021年2月12日に公表した「2021年9月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2020年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(43,351株)を控除した株式数(16,418,649株)(以下「対象者潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じです。

(中略)

なお、下記「(6)上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主の所有する対象者の議決権の合計が対象者の総株主の議決権の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会(以下に定義します。)において本株式併合(以下に定義します。)の議案についてご承認を得た場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2)買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、BCPE Wish Caymanが公開買付者の発行する種類株式(以下「本種類株式」といいます。)を引き受けることによりBCPE Wish Caymanから300億円を上限として出資を受けることを予定しており、この資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。本種類株式は、本公開買付けが成立した後、決済の開始日前に発行される予定であり、本書提出日現在発行されておりませんが、議決権を有さず、普通株式を対価とする取得請求権が付される予定(注3)であり、BCPE Wish Caymanがその全てを引き受ける予定です。BCPE Wish Caymanによれば、本取引完了前に当該取得請求権を行使することは予定していないとのことです。

(中略)

また、本公開買付けに関連して、銭氏及び鈴木氏は、それぞれ公開買付者との間で、2021年3月5日付で、本基本合意書を締結しており、銭氏及び公開買付者は、本基本合意書において、銭氏が、本公開買付けに係る決済の開始日後速やかに、第3位株主であるエレメンツキャピタルリサーチ合同会社(以下「エレメンツキャピタル」といいます。)が質権者となっている対象者株式(630,000株、所有割合3.84%)について、銭氏がエレメンツキャピタルに対して負っている当該質権の対象となる被担保債務を弁済し、当該質権を消滅させるようエレメンツキャピタルと被担保債務の期限前弁済について協議・交渉することを合意しております(注4)。また、銭氏、鈴木氏及び公開買付者は、本基本合意書において、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を条件として、BCPE Wish Caymanをして、本吸収合併(以下に定義します。)の効力発生日の直前までにその所有する本種類株式全てについて公開買付者の普通株式を対価とする取得請求権を行使させること(以下「本種類株式転換」といいます。)、並びに公開買付者が、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を条件として、対象者との間で、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行うことに合意しております。本吸収合併により、公開買付者及び対象者を除くその時点における対象者の株主である銭氏及び鈴木氏に対して公開買付者の普通株式が交付されることになるため、本吸収合併後においても、公開買付者の株主は銭氏、鈴木氏及びBCPE Wish Caymanとなる予定です。本吸収合併は、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を条件として行う予定であるため、本臨時株主総会(以下に定義します。)において本株式併合(以下に定義します。)に係る議案の承認を得ることができず、本スクイズアウト手続が完了しなかった場合、本吸収合併も行われぬ予定です。

さらに、本基本合意書において、本吸収合併の完了を条件として、公開買付者の株主に対し(注5)、公開買付者の完全子会社となる株式会社with(注6)の株式について、各株主が所有する公開買付者の普通株式の所有割合に即して現物配当(以下「本現物配当」といいます。)を行うことに合意しております。対象者グループは、マッチング事業とエンターテック事業を主軸事業としつつ、その他の事業をも営んでいるものの、公開買付者は、それぞれの事業環境が異なる中で、これらの事業を一体として運営するよりも、それぞれの事業ごとに経営資源の最適化を追求する方が、各事業の企業価値全体を向上させる観点からは望ましいと考えております。具体的には、株式会社withが営むマッチング事業は既に収益基盤が確立されているのに対し、エンターテック事業及びその他の事業は現時点で収益化を達成しておらず、事業拡大への先行投資のための資金需要が継続的に生じております。対象者グループにおいて事業ステージの異なる事業が混在することは各事業の価値が過小評価される(マッチング事業については収益力が、エンターテック事業については成長余力がそれぞれ過小評価される)可能性があると考えております。そのため、本現物配当により、マッチング事業を営む株式会社withを対象者グループから分離することにより、マッチング事業と、エンターテック事業を含む対象者グループのその他の事業と別個独立に運営することで、マッチング事業とエンターテック事業及びその他の事業について、それぞれ置かれている事業ステージに合った成長が見込まれると考えております。本現物配当後、対象者グループにはエンターテック事業を含む対象者グループのその他の事業のみが残ることとなりますが、公開買付者による本追加出資によって得た資金にて『INSPIX WORLD』のアップデート等の先行投資を実施することにより、対象者グループの事業の成長を見込むことができ、また、外部投資家からの資金調達もより検討可能となると想定しております。なお、銭氏及び鈴木氏は、本現物配当後も継続して対象者グループ及び株式会社withの経営にあたる予定です。ただし、本現物配当の具体的な時期については現時点では決定されておらず、銭氏、鈴木氏及びペインキャピタル(以下

「公開買付者グループ」といいます。)が引き続き協議する予定です。本基本合意書の概要については、下記「(3)本公開買付けに関する重要な合意」の「本基本合意書」をご参照ください。

(注3) 本吸収合併の効力発生前に本種類株式若しくはのいずれか、又は両方について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合、本公開買付けへの応募が極端に少ない場合を除き、BCPE Wish Caymanは公開買付者の議決権の99%以上を有することになります。

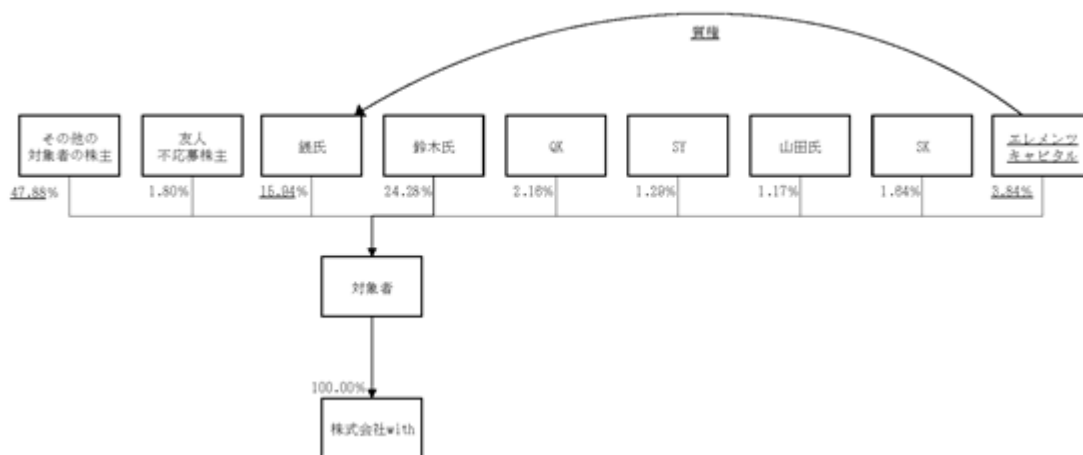
(注4) かかる質権の被担保債務の期限前弁済に必要な資金は、銭氏がその発行済株式の87.10%を所有する資産管理会社であるSKが本公開買付けに応募することにより得られるはずの対象者株式の売却代金を利用する予定です。かかる期限前弁済及び質権解除が行われた場合、エレメンツキャピタルが質権者となっている対象者株式(630,000株、所有割合3.84%)についての議決権を銭氏が行使することができるようになる予定です。

(注5) 本現物配当後の公開買付者及び株式会社withのいずれについても、銭氏が普通株式の約19%、鈴木氏が普通株式の約24%、BCPE Wish Caymanが普通株式の約57%を所有することとなる予定ですが、本株式併合における併合の割合により上記割合が変更される可能性があります。

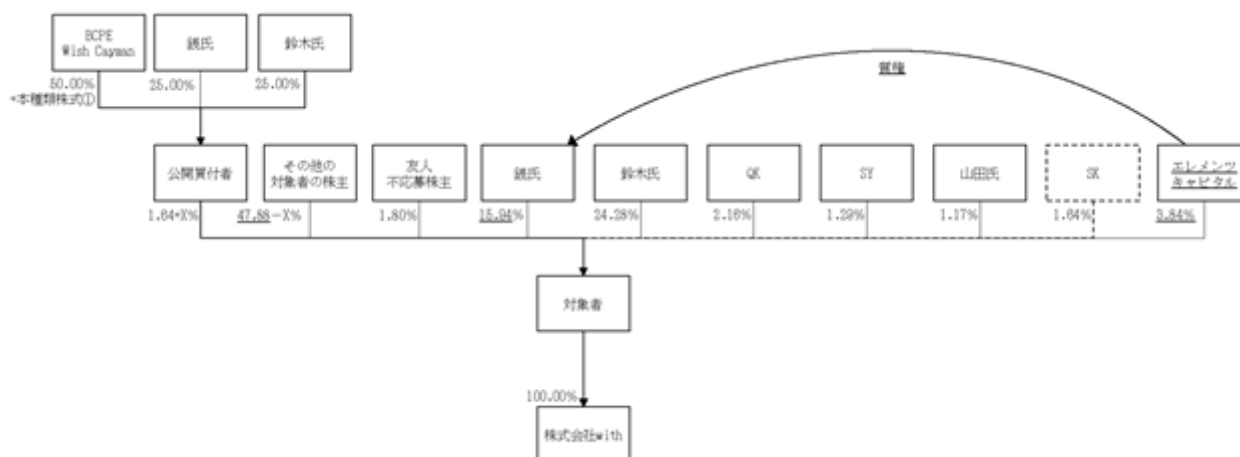
(注6) 株式会社withの会社概要は、対象者プレスリリースに記載のとおりです。

現在想定されている一連の取引を図示すると、以下のとおりとなります。なお、本スクイズアウト手続後の「本追加出資後」以降の手続については現在の想定を記載しております。

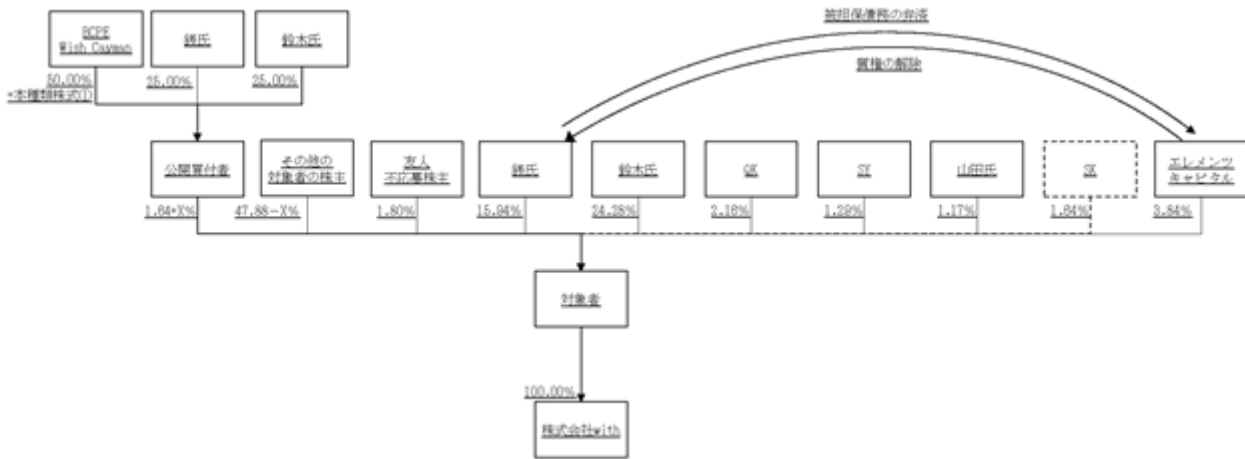
現状



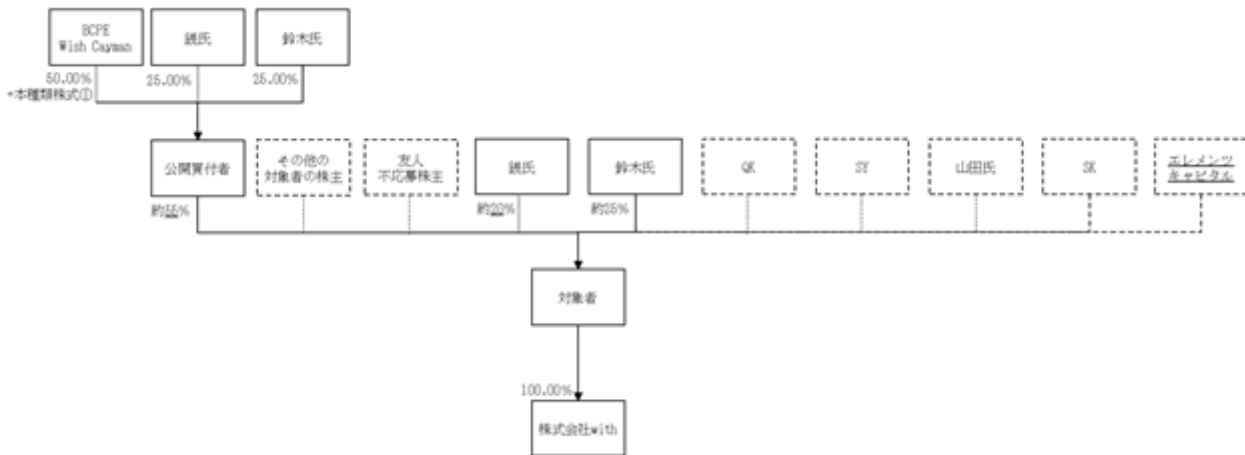
本公開買付け成立後



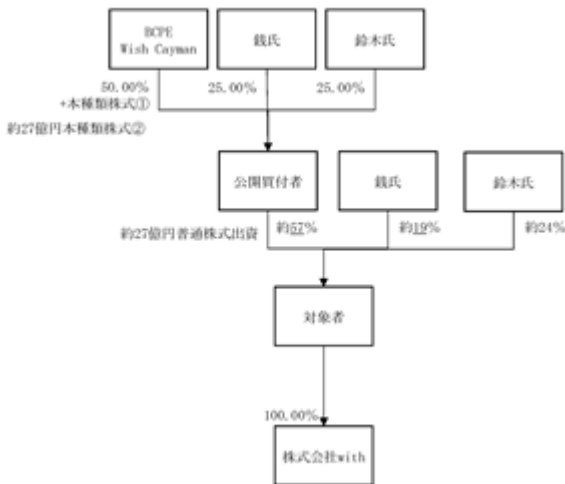
エレメンツキャピタル質権解除



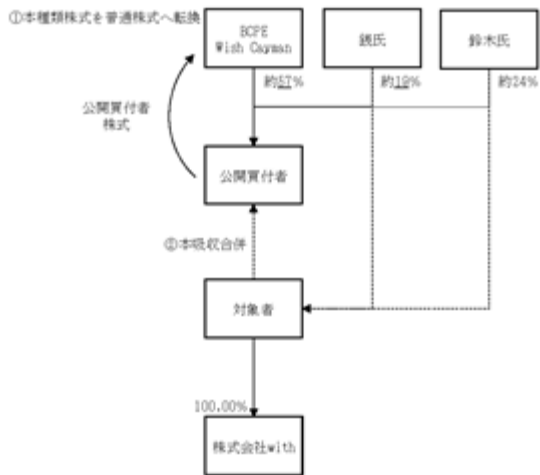
本スクイーズアウト手続後



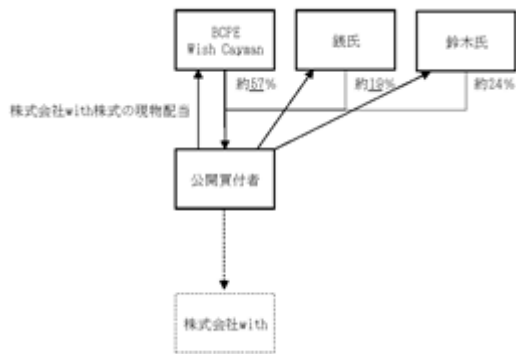
本追加出資後



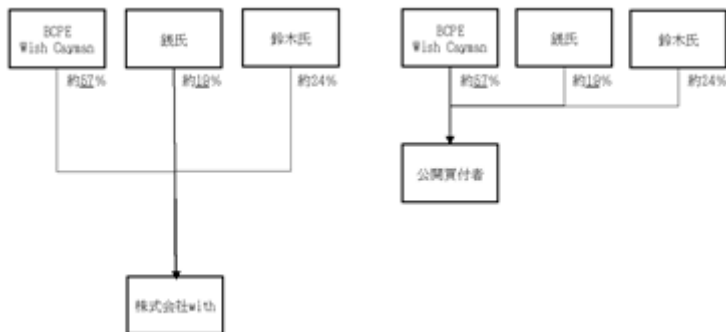
本種類株式転換及び本吸収合併後



本現物配当



本現物配当後



(訂正後)

(前略)

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場であるマザーズ市場（以下「東京証券取引所マザーズ市場」といいます。）に上場している対象者株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式、銭氏が所有する対象者株式の全て、鈴木氏が所有する対象者株式の全て、銭氏がその発行済株式の51.00%を所有する資産管理会社かつ第4位株主である株式会社QK（以下「QK」といいます。）が所有する対象者株式の全て、銭氏がその発行済株式の51.00%を所有する資産管理会社かつ第8位株主である株式会社SY（以下「SY」といいます。）が所有する対象者株式の全て、銭氏の配偶者である山田理恵氏（以下「山田氏」といいます。）が所有する対象者株式の全て、並びに銭氏の友人である柏谷泰行氏（第9位株主。以下「柏谷氏」といいます。）、上野山勝也氏（以下「上野山氏」といいます。）、佐藤裕介氏（以下「佐藤氏」といいます。）及び秋元伸介氏（以下「秋元氏」といいます。）、柏谷氏、上野山氏、佐藤氏及び秋元氏を総称して、以下「友人不応募株主」といいます。銭氏、鈴木氏、QK、SY、山田氏及び友人不応募株主を総称して、以下「不応募合意株主」といいます。）並びに銭氏の友人である田邊卓也氏（以下「田邊氏」といいます。）がそれぞれ所有する対象者株式の全てを除きます。）並びに本新株予約権（ただし、不応募合意株主が所有する本新株予約権を除きます。）の全てを取得することにより、対象者の株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

(中略)

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、銭氏（所有株式数：2,865,900株（注2）、所有割合（注3）：17.46%）及び鈴木氏（所有株式数：3,966,600株、所有本新株予約権数：100個（目的となる株式数：20,000株）、所有割合：24.28%）との間で、2021年3月5日付で、基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）をそれぞれ締結し、銭氏は、銭氏が所有する対象者株式の全て（2,865,900株、所有割合：17.46%）を本公開買付けに応募しないことを、鈴木氏は、鈴木氏が所有する対象者株式3,966,600株（所有割合：24.16%）及び本新株予約権100個（目的となる株式数：20,000株、所有割合：0.12%）全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しております。加えて、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、QK（所有株式数：354,300株、所有割合：2.16%）、SY（所有株式数：212,600株、所有割合：1.29%）、柏谷氏（所有株式数：204,800株、所有割合：1.25%）、山田氏（所有株式数：192,200株、所有割合：1.17%）、上野山氏（所有株式数：36,000株、所有割合：0.22%）、佐藤氏（所有株式数：34,000株、所有割合：0.21%）及び秋元氏（所有株式数：14,400株、所有本新株予約権数：30個（目的となる株式数：6,000株）、所有割合：0.12%）との間で、2021年3月5日付で、不応募合意書（以下「本不応募合意書」といいます。）をそれぞれ締結し、QKは、QKが所有する対象者株式354,300株（所有割合：2.16%）全てを本公開買付けに応募しないことを、SYは、SYが所有する対象者株式212,600株（所有割合：1.29%）全てを本公開買付けに応募しないことを、柏谷氏は、柏谷氏が所有する対象者株式204,800株（所有割合：1.25%）全てを本公開買付けに応募しないことを、山田氏は、山田氏が所有する対象者株式192,200株（所有割合：1.17%）全てを本公開買付けに応募しないことを、上野山氏は、上野山氏が所有する対象者株式36,000株（所有割合：0.22%）全てを本公開買付けに応募しないことを、佐藤氏は、佐藤氏が所有する対象者株式34,000株（所有割合：0.21%）全てを本公開買付けに応募しないことを、秋元氏は、秋元氏が所有する対象者株式14,400株（所有割合：0.09%）及び本新株予約権30個（目的となる株式数：6,000株、所有割合：0.04%）全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しております。また、公開買付者は、田邊氏（所有株式数：14,000株、所有割合：0.09%）との間で、2021年3月30日付で、不応募合意書（以下「本不応募合意書（田邊氏）」）と締結し、田邊氏は、田邊氏が所有する対象者株式14,000株（所有割合：0.09%）全てを本公開買付けに応募しないことを合意しております。以上の不応募合意株主及び田邊氏が本公開買付けに応募しない対象者株式（合計7,894,800株、所有割合：48.08%）を以下「不応募合意株式」といいます。

(中略)

本基本合意書、本不応募合意書、本不応募合意書（田邊氏）及び本不応募合意書の詳細については、下記「(3)本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(注2) 公開買付者が本公開買付けを開始した2021年3月8日時点で銭氏が対象者の株主名簿上の名義人となっていた対象者株式の数（2,616,600株、所有割合15.94%）から、当該株式のうち質権者である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）が2021年3月23日付で当該質権を実行して売却したことにより銭氏が所有しないこととなった対象者株式の数（380,700株、所有割合2.32%）を除き、2021年3月8日時点で対象者の第3位株主であるエレメンツキャピタルリサーチ合同会社（以下「エレメンツキャピタル」といいます。）が対象者の株主名簿上の名義人となっていたものの、2021年3月22日付でエレメンツキャピタルから銭氏への名義変更を完了した対象者株式の数（630,000株、所有割合3.84%）を加えた数。以下同じです。

(注3) 「所有割合」とは、()対象者が2021年2月12日に提出した「第12期第1四半期報告書」（以下「対象者四半期報告書」といいます。）に記載された2020年12月31日現在の対象者の発行済株式数（15,676,400株）に、()対象者が2020年12月21日付で提出した第11期有価証券報告書に記載された2020年11月30日現在の全ての新株予約権（18,021個（目的となる株式数：1,598,700株））から、2020

年12月1日以降2021年3月4日までに行使され又は消滅した新株予約権(7,821個(目的となる株式数:813,100株)(対象者によれば、第6回新株予約権189個(目的となる株式数:37,800株)、第7回新株予約権121個(目的となる株式数:24,200株)及び第17回新株予約権7,511個(目的となる株式数:751,100株)))を除いた数の2021年3月4日現在の本新株予約権(10,200個(対象者によれば、第4回新株予約権2,800個(目的となる株式数:5,600株)、第12回新株予約権250個(目的となる株式数:50,000株)、第13回新株予約権150個(目的となる株式数:30,000株)、第15回新株予約権3,500個(目的となる株式数:350,000株)、及び第16回新株予約権3,500個(目的となる株式数:350,000株)))の目的となる株式数(785,600株)を加算した数(16,462,000株)から、()対象者が2021年2月12日に公表した「2021年9月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2020年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(43,351株)を控除した株式数(16,418,649株)(以下「対象者潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じです。

(中略)

なお、下記「(6)上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、公開買付者並びに不応募合意株主及び田邊氏の所有する対象者の議決権の合計が対象者の総株主の議決権の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会(以下に定義します。)において本株式併合(以下に定義します。)の議案についてご承認を得た場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2)買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、BCPE Wish Caymanが公開買付者の発行する種類株式(以下「本種類株式」といいます。)を引き受けることによりBCPE Wish Caymanから300億円を上限として出資を受けることを予定しており、この資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。本種類株式は、本公開買付けが成立した後、決済の開始日前に発行される予定であり、本書提出日現在発行されておりませんが、議決権を有さず、普通株式を対価とする取得請求権が付される予定(注4)であり、BCPE Wish Caymanがその全てを引き受ける予定です。BCPE Wish Caymanによれば、本取引完了前に当該取得請求権を行使することは予定していないとのことです。

(中略)

また、本公開買付けに関連して、銭氏及び鈴木氏は、それぞれ公開買付者との間で、2021年3月5日付で、本基本合意書を締結しており、銭氏及び公開買付者は、本基本合意書において、銭氏が、本公開買付けに係る決済の開始日後速やかに、第3位株主であるエレメンツキャピタルが質権者となっている対象者株式(630,000株、所有割合3.84%)について、銭氏がエレメンツキャピタルに対して負っている当該質権の対象となる被担保債務を弁済し、当該質権を消滅させるようエレメンツキャピタルと被担保債務の期限前弁済について協議・交渉することを合意しておりました。もっとも、銭氏が本公開買付け開始後にエレメンツキャピタルとの間で当該協議・交渉を開始したところ、当該株式の所有名義がエレメンツキャピタルになっていたのは、当事者間では質権の設定のみを行う想定であったものの申請・記録手続の誤りにより所有名義が移転していたものであり、さらに、当該質権の対象となる被担保債務は将来発生する債務を想定していたところ、当該被担保債務がまだ発生していないことが判明したため、エレメンツキャピタルは、2021年3月9日付で、エレメンツキャピタルが対象者の株主名簿上の名義人となっている対象者株式の全てにつき、株主名簿上の名義をエレメンツキャピタルから銭氏に変更することを合意し、同月22日付で、かかる名義の変更を完了したとのことです。また、銭氏、鈴木氏及び公開買付者は、本基本合意書において、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続の完了を条件として、BCPE Wish Caymanをして、本吸収合併(以下に定義します。)の効力発生日の直前までにその所有する本種類株式全てについて公開買付者の普通株式を対価とする取得請求権を行使させること(以下「本種類株式転換」といいます。)、並びに公開買付者が、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続の完了を条件として、対象者との間で、公開買付者を存続会社、対象者を消滅会社とする吸収合併(以下「本吸収合併」といいます。)を行うことについて合意しております。本吸収合併により、公開買付者及び対象者を除くその時点における対象者の株主である銭氏及び鈴木氏に対して公開買付者の普通株式が交付されることになるため、本吸収合併後においても、公開買付者の株主は銭氏、鈴木氏及びBCPE Wish Caymanとなる予定です。本吸収合併は、本公開買付け及び本スクイーズアウト手続の完了を条件として行う予定であるため、本臨時株主総会(以下に定義します。)において本株式併合(以下に定義します。)に係る議案の承認を得ることができず、本スクイーズアウト手続が完了しなかった場合、本吸収合併も行われず予定で、

さらに、本基本合意書において、本吸収合併の完了を条件として、公開買付者の株主に対し(注5)、公開買付者の完全子会社となる株式会社with(注6)の株式について、各株主が所有する公開買付者の普通株式の所有割合に即して現物配当(以下「本現物配当」といいます。)を行うことに合意しております。対象者グループは、マッチング事業とエンターテック事業を主軸事業としつつ、その他の事業をも営んでいるものの、公開買付者は、それぞれの事業環境が異なる中で、これらの事業を一体として運営するよりも、それぞれの事業ごとに経営資源の最適化を追求する方が、各事業の企業価値全体を向上させる観点からは望ましいと考えております。具体的には、株式会社withが営むマッチング事業は既に収益基盤が確立されているのに対し、エンターテック事業及びその

他の事業は現時点で収益化を達成しておらず、事業拡大への先行投資のための資金需要が継続的に生じております。対象者グループにおいて事業ステージの異なる事業が混在することは各事業の価値が過小評価される（マッチング事業については収益力が、エンターテック事業については成長余力がそれぞれ過小評価される）可能性があると考えております。そのため、本現物配当により、マッチング事業を営む株式会社withを対象者グループから分離することにより、マッチング事業と、エンターテック事業を含む対象者グループのその他の事業と別個独立に運営することで、マッチング事業とエンターテック事業及びその他の事業について、それぞれ置かれている事業ステージに合った成長が見込まれると考えております。本現物配当後、対象者グループにはエンターテック事業を含む対象者グループのその他の事業のみが残ることとなりますが、公開買付者による本追加出資によって得た資金にて『INSPIX WORLD』のアップデート等の先行投資を実施することにより、対象者グループの事業の成長を見込むことができ、また、外部投資家からの資金調達もより検討可能となると想定しております。なお、銭氏及び鈴木氏は、本現物配当後も継続して対象者グループ及び株式会社withの経営にあたる予定です。ただし、本現物配当の具体的な時期については現時点では決定されておらず、銭氏、鈴木氏及びペインキャピタル（以下「公開買付者グループ」といいます。）が引き続き協議する予定です。本基本合意書の概要については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「本基本合意書」をご参照ください。

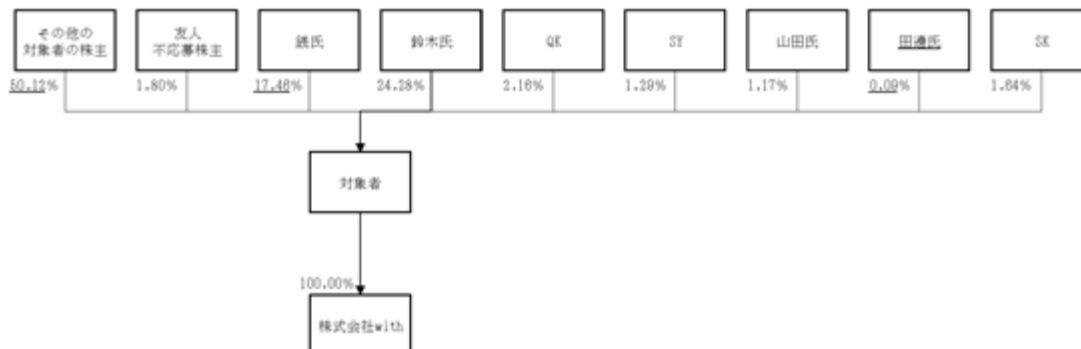
(注4) 本吸収合併の効力発生前に本種類株式 若しくは のいずれか、又は両方について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合、本公開買付けへの応募が極端に少ない場合を除き、BCPE Wish Caymanは公開買付者の議決権の99%以上を有することになります。

(注5) 本現物配当後の公開買付者及び株式会社withのいずれについても、銭氏が普通株式の約17%、鈴木氏が普通株式の約24%、BCPE Wish Caymanが普通株式の約59%を所有することとなる予定ですが、本株式併合における併合の割合により上記割合が変更される可能性があります。

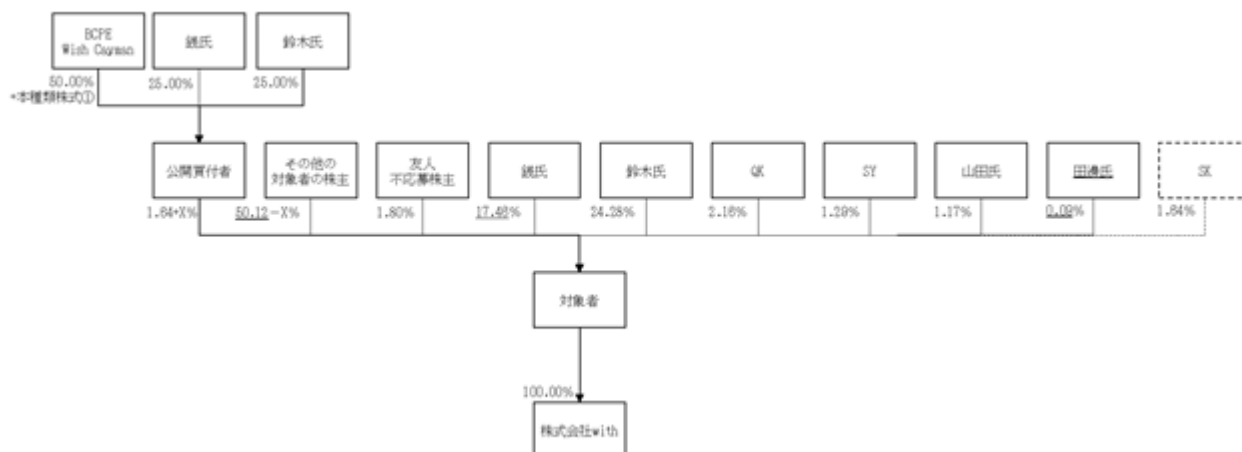
(注6) 株式会社withの会社概要は、対象者プレスリリースに記載のとおりです。

現在想定されている一連の取引を図示すると、以下のとおりとなります。なお、本スクイズアウト手続後の「本追加出資後」以降の手続については現在の想定を記載しております。

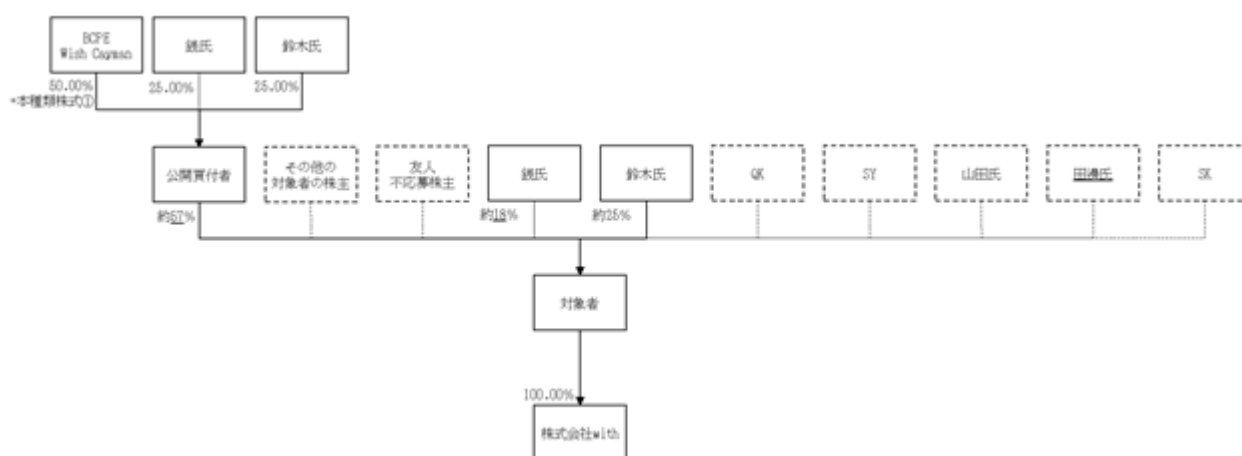
現状



本公開買付け成立後



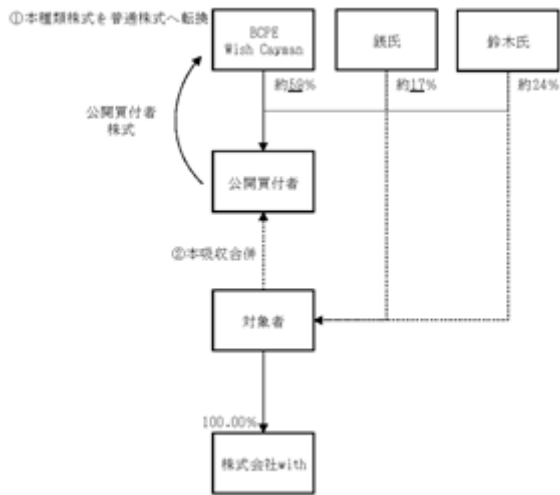
本スクイーズアウト手続後



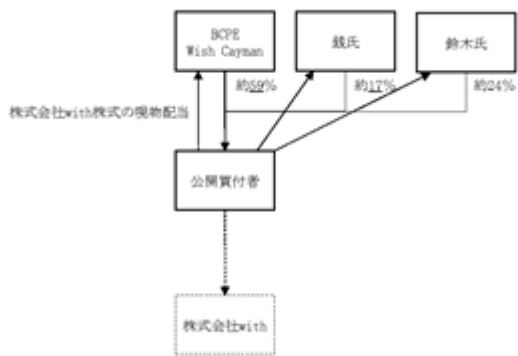
本追加出資後



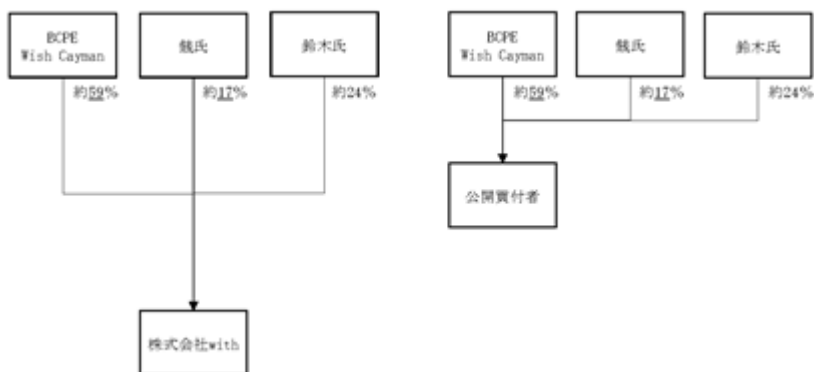
本種類株式転換及び本吸収合併後



本現物配当



本現物配当後



(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
本公開買付けの背景等

(訂正前)

(前略)

また、公開買付者グループは、対象者との協議と並行して、2021年1月中旬に友人不应募株主を除く不应募合意株主との協議を開始いたしました。公開買付者グループは買付予定数の下限を設定しない意向を有していたため、本公開買付けの成立後に公開買付者及び友人不应募株主を除く不应募合意株主の所有する対象者の議決権の合計が対象者の総株主の議決権の3分の2を下回り、その結果、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認を得ることができず、対象者株式の上場が維持される場合もあり得ることを前提に、友人不应募株主を除く不应募合意株主に対して本公開買付けへの応募又は本公開買付けへの不应募及び本スクイズアウト手続への協力を求めました。友人不应募株主を除く不应募合意株主としては、2021年1月中旬に、本スクイズアウト手続が完了せず対象者株式の上場が維持される可能性もあることに鑑み、本公開買付けにおいては対象者株式を応募しないものの、本スクイズアウト手続自体には協力することを希望したため、公開買付者及び友人不应募株主を除く不应募合意株主は、2021年3月5日付で本不应募合意書を締結しました。また、公開買付者グループは、2021年3月初旬に友人不应募株主との協議を開始し、友人不应募株主を除く不应募合意株主と同様に、友人不应募株主に対しても、本公開買付けへの応募又は本公開買付けへの不应募及び本スクイズアウト手続への協力を求めましたところ、友人不应募株主も本スクイズアウト手続が完了せず対象者株式の上場が維持される可能性もあることに鑑み、本公開買付けにおいては対象者株式を応募しないものの、本スクイズアウト手続自体には協力することを希望したため、公開買付者及び友人不应募株主は、2021年3月5日付で本不应募合意書を締結いたしました。本不应募合意書の概要については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「本不应募合意書」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

また、公開買付者グループは、対象者との協議と並行して、2021年1月中旬に友人不应募株主を除く不应募合意株主との協議を開始いたしました。公開買付者グループは買付予定数の下限を設定しない意向を有していたため、本公開買付けの成立後に公開買付者及び友人不应募株主を除く不应募合意株主の所有する対象者の議決権の合計が対象者の総株主の議決権の3分の2を下回り、その結果、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認を得ることができず、対象者株式の上場が維持される場合もあり得ることを前提に、友人不应募株主を除く不应募合意株主に対して本公開買付けへの応募又は本公開買付けへの不应募及び本スクイズアウト手続への協力を求めました。友人不应募株主を除く不应募合意株主としては、2021年1月中旬に、本スクイズアウト手続が完了せず対象者株式の上場が維持される可能性もあることに鑑み、本公開買付けにおいては対象者株式を応募しないものの、本スクイズアウト手続自体には協力することを希望したため、公開買付者及び友人不应募株主は、2021年3月5日付で本不应募合意書を締結いたしました。また、公開買付者グループは、2021年3月5日に、田邊氏との協議を開始し、不应募合意株主と同様に、田邊氏に対しても、本公開買付けへの応募又は本公開買付けへの不应募及び本スクイズアウト手続への協力を求めましたところ、田邊氏も本スクイズアウト手続が完了せず対象者株式の上場が維持される可能性もあることに鑑み、本公開買付けにおいては対象者株式を応募しないものの、本スクイズアウト手続自体には協力することを希望したため、公開買付者及び田邊氏は、2021年3月30日付で本不应募合意書(田邊氏)を締結いたしました。本不应募合意書及び本不应募合意書(田邊氏)の概要については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「本不应募合意書」及び「本不应募合意書(田邊氏)」をご参照ください。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

(前略)

なお、不応募合意株主は本臨時株主総会において本株式併合等の各議案に賛成する予定であるため、不応募合意株式(合計7,631,500株、所有割合:46.48%)に加え、公開買付者が本公開買付けにより3,314,266株(所有割合:20.19%)の株式を取得した場合、公開買付者と不応募合意株主が所有する株式を併せて、本株式併合の議案の承認に必要な3分の2の議決権に相当する株式を取得することとなり、本株式併合の実行が確実となりますが、当該株式数を下回る場合には、対象者株式の上場が維持される可能性があります。もっとも、対象者株式の上場が維持される場合においては、公開買付者が所有する株式は、上記のとおり、所有割合にして最大で約20%にとどまると想定され、当該最大の所有割合となる場合であっても、公開買付者は、対象者の第2位株主となるにすぎず、現実的には上場が維持される場合における公開買付者の所有割合は上記よりも相当程度低くなることが想定されるため、本公開買付けによりベインキャピタルが対象者の支配権を有するわけではないこと、また、そのような状況下においても対象者による経営施策の実行のため、可能な範囲でベインキャピタルが有する経営資源やネットワークを活用していくことを予定しているとのことであり、かかる支援をいただくことは、対象者の企業価値の向上に資すると考えられることから、本公開買付けを含む一連の本取引を実施することは、対象者にとって総合的にメリットを有するものと考えているとのことです。したがって、本公開買付けにおいては買付予定数に下限が設定されない予定であるものの、対象者にとってはメリットのある取引であると考えているとのことです。

(中略)

なお、本新株予約権については、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の本新株予約権買付価格は、本公開買付価格である3,000円と第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の目的となる普通株式数を乗じた金額とし、本公開買付価格を基に算定されていることから、本新株予約権者の皆様のうち、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨し、他方、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の本新株予約権買付価格は、対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格である3,000円を上回っているためにいずれも1円とされていることから、第15回新株予約権及び第16回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、不応募合意株主及び田邊氏は本臨時株主総会において本株式併合等の各議案に賛成する予定であるため、不応募合意株式(合計7,894,800株、所有割合:48.08%)に加え、公開買付者が本公開買付けにより3,050,966株(所有割合:18.58%)の株式を取得した場合、公開買付者並びに不応募合意株主及び田邊氏が所有する株式を合わせて、本株式併合の議案の承認に必要な3分の2の議決権に相当する株式を取得することとなり、本株式併合の実行が確実となりますが、当該株式数を下回る場合には、対象者株式の上場が維持される可能性があります。もっとも、対象者株式の上場が維持される場合においては、公開買付者が所有する株式は、上記のとおり、所有割合にして最大で約19%にとどまると想定され、当該最大の所有割合となる場合であっても、公開買付者は、対象者の第2位株主となるにすぎず、現実的には上場が維持される場合における公開買付者の所有割合は上記よりも相当程度低くなることが想定されるため、本公開買付けによりベインキャピタルが対象者の支配権を有するわけではないこと、また、そのような状況下においても対象者による経営施策の実行のため、可能な範囲でベインキャピタルが有する経営資源やネットワークを活用していくことを予定しているとのことであり、かかる支援をいただくことは、対象者の企業価値の向上に資すると考えられることから、本公開買付けを含む一連の本取引を実施することは、対象者にとって総合的にメリットを有するものと考えているとのことです。したがって、本公開買付けにおいては買付予定数に下限が設定されない予定であるものの、対象者にとってはメリットのある取引であると考えているとのことです。

(中略)

なお、本新株予約権については、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の本新株予約権買付価格は、本公開買付価格である3,000円と第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の目的となる普通株式数を乗じた金額とし、本公開買付価格を基に算定されていることから、本新株予約権者の皆様のうち、第4回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨し、他方、第15回新株予約権及び第16回新株予約権の本新株予約権買付価格は、対象者株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格である3,000円を上回っているためにいずれも1円とされて

いることから、第15回新株予約権及び第16回新株予約権に係る本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、当該本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

また、その後、2021年3月19日付で、公開買付者より、エレメンツキャピタルが質権者となっていた対象者株式の名義変更により銭氏の所有割合が変更されること、及び、田邊氏が不応募合意書（田邊氏）を締結することについて、2021年3月24日付で、公開買付者より、大和証券による対象者株式に設定された質権の実行により銭氏の所有割合が変更されることについて連絡を受けたとのことです。対象者は、2021年3月30日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役合計6名のうち、銭氏及び鈴木氏を除く取締役4名（夏目公一朗氏並びに監査等委員である小武賢二氏、渡辺英治氏及び中澤歩氏。））の全員一致で、当該本取引のスキーム変更後においても、上記の本公開買付け及び応募に関する意見を維持することを決議したとのことです。

（後略）

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

本基本合意書

（訂正前）

公開買付者は、銭氏及び鈴木氏との間で、2021年3月5日付で、本基本合意書をそれぞれ締結し、以下の点について合意しております。

- （ ）公開買付者が、銭氏及び鈴木氏による対象者のマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として、本公開買付けを開始した場合、(a)銭氏は、銭氏が所有する対象者株式の全て（2,616,600株、所有割合：15.94%）を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。）をしないこと、(b)鈴木氏は、鈴木氏が所有する対象者株式の全て（3,966,600株、所有割合：24.16%）及び鈴木氏が所有する本新株予約権の全て（100個（目的となる株式数：20,000株、所有割合：0.12%））を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。）をしないこと
- （ ）銭氏は、本公開買付けに係る決済の開始日後速やかに、エレメンツキャピタルが質権者となっている対象者株式（630,000株、所有割合3.84%）について、銭氏がエレメンツキャピタルに対して負っている当該質権の対象となる被担保債務を弁済し、当該質権を消滅させ、対象者の株主名簿上、エレメンツキャピタルが所有者として記載又は記録されている当該株式の名義を銭氏に変更させるようエレメンツキャピタルと協議・交渉すること
- （ ）公開買付者が本公開買付けにおいて対象者株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除く。）の全てを取得できなかった場合、本公開買付けの成立を条件として、本スクイーズアウト手続の円滑な遂行に必要な事項につき誠実に協力すること（本株式併合に係る議案の本臨時株主総会への付議を行うこと、及び対象者の株主として、本臨時株主総会において、当該時点で所有する全ての対象者株式に係る議決権の行使として、本株式併合に関連する議案を含む全ての議案に賛成することを含む。）
- （ ）本公開買付け及び本スクイーズアウト手続の完了を条件として、本種類株式転換及び本吸収合併を実行すること
- （ ）本吸収合併の完了を条件として、本現物配当を実行すること

（訂正後）

公開買付者は、銭氏及び鈴木氏との間で、2021年3月5日付で、本基本合意書をそれぞれ締結し、以下の点について合意しております。

- （ ）公開買付者が、銭氏及び鈴木氏による対象者のマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として、本公開買付けを開始した場合、(a)銭氏は、銭氏が所有する対象者株式の全て（2,865,900株、所有割合：17.46%）を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。）をしないこと、(b)鈴木氏は、鈴木氏が所有する対象者株式の全て（3,966,600株、所有割合：24.16%）及び鈴木氏が所有する本新株予約権の全て（100個（目的となる株式数：20,000株、所有割合：0.12%））を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。）をしないこと
- （ ）銭氏は、本公開買付けに係る決済の開始日後速やかに、エレメンツキャピタルが質権者となっている対象者株式（630,000株、所有割合3.84%）について、銭氏がエレメンツキャピタルに対して負っている当該質権の対象となる被担保債務を弁済し、当該質権を消滅させ、対象者の株主名簿上、エレメンツキャピタルが所有者として記載又は記録されている当該株式の名義を銭氏に変更させるようエレメンツキャピタルと協議・交渉すること（注9）

- () 公開買付者が本公開買付けにおいて対象者株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除く。）の全てを取得できなかった場合、本公開買付けの成立を条件として、本スクイズアウト手続の円滑な遂行に必要な事項につき誠実に協力すること（本株式併合に係る議案の本臨時株主総会への付議を行うこと、及び対象者の株主として、本臨時株主総会において、当該時点で所有する全ての対象者株式に係る議決権の行使として、本株式併合に関連する議案を含む全ての議案に賛成することを含む。）
- () 本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を条件として、本種類株式転換及び本吸収合併を実行すること
- () 本吸収合併の完了を条件として、本現物配当を実行すること

(注9) 銭氏が本公開買付け開始後にエレメンツキャピタルとの間で当該協議・交渉を開始したところ、当該株式の所有名義がエレメンツキャピタルになっていたのは、当事者間では質権の設定のみを行う想定であったものの申請・記録手続の誤りにより所有名義が移転していたものであり、さらに、当該質権の対象となる被担保債務は将来発生する債務を想定していたところ、当該被担保債務がまだ発生していないことが判明したため、エレメンツキャピタルは、2021年3月9日付で、エレメンツキャピタルが対象者の株主名簿上の名義人となっている対象者株式の全てにつき、株主名簿上の名義をエレメンツキャピタルから銭氏に変更することを合意し、同月22日付で、かかる名義の変更を完了したとのことです。

(訂正前)

本株主間契約書

銭氏、鈴木氏、BCPE Wish Cayman及び公開買付者は、2021年3月5日付で、本株主間契約書を締結し、本取引の完了後における対象者グループの運営について合意しております。具体的には、()本取引の完了後、対象者及び株式会社withの取締役について、銭氏及び鈴木氏とBCPE Wish Caymanがそれぞれ同数を指名する（銭氏及び鈴木氏は、両者間で合意の上、共同でBCPE Wish Caymanと同数の取締役を指名するものとする）こと、()公開買付者が、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を条件として、対象者が発行する普通株式を引き受けること、()銭氏、鈴木氏及びBCPE Wish Caymanは、一定の例外的な場合を除き、自らの所有する公開買付者の株式を第三者に譲渡することができないことを合意しております。

(訂正後)

本株主間契約書

銭氏、鈴木氏、BCPE Wish Cayman及び公開買付者は、2021年3月5日付で、本株主間契約書を締結し、本取引の完了後における対象者グループの運営について合意しております。具体的には、()本取引の完了後、対象者及び株式会社withの取締役について、銭氏及び鈴木氏とBCPE Wish Caymanがそれぞれ同数を指名する（銭氏及び鈴木氏は、両者間で合意の上、共同でBCPE Wish Caymanと同数の取締役を指名するものとする）こと、()公開買付者が、本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了を条件として、対象者が発行する普通株式を引き受けること、()銭氏、鈴木氏及びBCPE Wish Caymanは、一定の例外的な場合を除き、自らの所有する公開買付者の株式を第三者に譲渡することができないことを合意しております。

本不応募合意書（田邊氏）

公開買付者は、田邊氏との間で、2021年3月30日付で、本不応募合意書（田邊氏）を締結し、以下の点について合意しております。

- () 田邊氏は、田邊氏が所有する対象者株式の全て（14,000株、所有割合：0.09%）を本公開買付けに応募しないこと及びその全部又は一部について、新たに譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限られない。）をしないこと
- () 公開買付者が本公開買付けにおいて対象者株式（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除く。）の全てを取得できなかった場合、本公開買付けの成立を条件として、本スクイズアウト手続の円滑な遂行に必要な事項につき誠実に協力すること（対象者の株主として、本臨時株主総会において、当該時点で所有する全ての対象者株式に係る議決権の行使として、本株式併合に関連する議案を含む全ての議案に賛成することを含む。）

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

（訂正前）

（前略）

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日の翌日（2021年4月27日を予定）又はそれに近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。公開買付者は、本公開買付け後に公開買付者及び不応募合意株主が所有する対象者の議決権が対象者の総議決権の3分の2を下回る場合であっても、これらの要請を行うことを予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

（中略）

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主（公開買付者、対象者及び不応募合意株主を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（銭氏、鈴木氏及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

（後略）

（訂正後）

（前略）

具体的には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日の翌日（2021年4月27日を予定）又はそれに近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。公開買付者は、本公開買付け後に公開買付者並びに不応募合意株主及び田邊氏が所有する対象者の議決権が対象者の総議決権の3分の2を下回る場合であっても、これらの要請を行うことを予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者並びに不応募合意株主及び田邊氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

（中略）

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主（公開買付者、対象者、不応募合意株主及び田邊氏を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（銭氏、鈴木氏及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

（後略）

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

(訂正前)

(前略)

本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の下限を設定しておりません。そのため、本公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主の所有する対象者の議決権の合計が対象者の総株主の議決権の3分の2を下回る場合もあり得ます。その結果、上記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載した、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認を得ることができず、本株式併合が実行されなかった場合、対象者株式の上場は当面の間維持される予定です。なお、公開買付者は、現時点において対象者の株式を非公開化する意向を有しており、本臨時株主総会において本株式併合の議案が否決された場合であっても、公開買付者は、対象者株式の追加取得を含め、何らかの形で対象者の株式の非公開化を検討する可能性があります。公開買付者が対象者株式の追加取得を進めるか否かは、本公開買付けにおける応募状況やその後の市場株価の動向、本臨時株主総会における本株式併合の議案への賛否の程度、改めて対象者の賛同を得ることができるか等を勘案の上、検討していくこととなるものと考えており、現時点において決定している事項はありません。他方で、対象者の定時株主総会における議決権行使比率は、2019年9月期第10回定時株主総会68.08%、2020年9月期第11回定時株主総会54.39%であり、本公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募合意株主の所有する対象者の議決権の合計が対象者の総株主の議決権の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認を得る可能性があり、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。

(訂正後)

(前略)

本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の下限を設定しておりません。そのため、本公開買付けの成立後、公開買付者並びに不応募合意株主及び田邊氏の所有する対象者の議決権の合計が対象者の総株主の議決権の3分の2を下回る場合もあり得ます。その結果、上記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載した、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認を得ることができず、本株式併合が実行されなかった場合、対象者株式の上場は当面の間維持される予定です。なお、公開買付者は、現時点において対象者の株式を非公開化する意向を有しており、本臨時株主総会において本株式併合の議案が否決された場合であっても、公開買付者は、対象者株式の追加取得を含め、何らかの形で対象者の株式の非公開化を検討する可能性があります。公開買付者が対象者株式の追加取得を進めるか否かは、本公開買付けにおける応募状況やその後の市場株価の動向、本臨時株主総会における本株式併合の議案への賛否の程度、改めて対象者の賛同を得ることができるか等を勘案の上、検討していくこととなるものと考えており、現時点において決定している事項はありません。他方で、対象者の定時株主総会における議決権行使比率は、2019年9月期第10回定時株主総会68.08%、2020年9月期第11回定時株主総会54.39%であり、本公開買付けの成立後、公開買付者並びに不応募合意株主及び田邊氏の所有する対象者の議決権の合計が対象者の総株主の議決権の3分の2を下回る場合であっても、本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認を得る可能性があり、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

(前略)

算定の経緯	<p>(前略)</p> <p>対象者における特別委員会の設置及び答申書の取得</p> <p>対象者は、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、2020年12月30日開催の対象者取締役会において、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、対象者、公開買付者、不応募合意株主及び応募合意株主(以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。)との間に利害関係を有しない、対象者の社外取締役である夏目公一朗氏並びに対象者の独立社外取締役(監査等委員)である渡辺英治氏(税理士、渡辺税理士事務所代表)及び中澤歩氏(弁護士、中澤法律事務所パートナー)の3名によって構成される本特別委員会を設置し、同委員会による答申内容を最大限尊重した意思決定を行うことを決議したとのことです。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。また、互選により本特別委員会の委員長として渡辺英治氏を選定しているとのことです。本特別委員会の一部の委員には、特別委員会の委員への就任に伴い別途の報酬を支払っておりますが、本取引の成否にかかわらず支払われる月次固定額の報酬のみであり、いずれの委員の報酬にも、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。</p> <p>(中略)</p> <p>以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2021年3月5日、対象者取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出したとのことです。</p> <p>(後略)</p> <p>(b) 答申の理由</p> <p>本取引の是非</p> <p>(前略)</p> <p>なお、不応募合意株主は、本臨時株主総会において本株式併合等の各議案に賛成する予定とのことであるため、不応募合意株主(合計7,631,500株、所有割合:46.48%)に加え、公開買付者が本公開買付けにより3,314,266株(所有割合:20.19%)の株式を取得した場合、公開買付者と不応募合意株主が所有する株式を合わせて、本株式併合の議案の承認に必要な3分の2の議決権に相当する株式を取得することとなり、本株式併合の実行が確実となるが、当該株式数を下回る場合には、対象者株式の上場が維持される可能性がある。もっとも、対象者株式の上場が維持される場合においては、公開買付者が所有する株式は、所有割合にして最大で約20%にとどまると想定されるところ、上記の最大の所有割合となる場合であっても公開買付者は対象者の第2位株主となるにすぎず、現実的には、上場が維持される場合における公開買付者の所有割合は上記よりも相当程度低くなるのが想定されるため、本公開買付けによりベインキャピタルが対象者の支配権を有するわけではないと考えられる。また、ベインキャピタル、銭氏及び鈴木氏からは、対象者の支配権を有することとならない場合であっても、ベインキャピタルが、対象者からの要請に応じ、一株主として一定程度対象者による経営施策の実行を支援していく予定であり、さらに、対象者株式の上場が維持された場合において対象者の一般株主にとって不利益となるような合意は存在しないとの回答を得ている。</p> <p>(後略)</p>
-------	---

(訂正後)
(前略)

算定の経緯

(前略)

対象者における特別委員会の設置及び答申書の取得

対象者は、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、2020年12月30日開催の対象者取締役会において、本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、対象者、公開買付者、不応募合意株主、田邊氏及び不応募合意株主(以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。)との間に利害関係を有しない、対象者の社外取締役である夏目公一朗氏並びに対象者の独立社外取締役(監査等委員)である渡辺英治氏(税理士、渡辺税理士事務所代表)及び中澤歩氏(弁護士、中澤法律事務所パートナー)の3名によって構成される本特別委員会を設置し、同委員会による答申内容を最大限尊重した意思決定を行うことを決議したとのことです。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。また、互選により本特別委員会の委員長として渡辺英治氏を選定しているとのことです。本特別委員会の一部の委員には、特別委員会の委員への就任に伴い別途の報酬を支払っておりますが、本取引の成否にかかわらず支払われる月次固定額の報酬のみであり、いずれの委員の報酬にも、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

(中略)

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2021年3月5日、対象者取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出したとのことです。なお、本特別委員会は、2021年3月19日付で、公開買付者より、エレメンツキャピタルが質権者となっていた対象者株式の名義変更により錢氏の所有割合が変更されること、及び、田邊氏が不応募合意書(田邊氏)を締結することについて、2021年3月24日付で、公開買付者より、大和証券による対象者株式に設定された質権の実行により錢氏の所有割合が変更されることについて連絡を受けたことを踏まえても、答申の内容に変更はないことを確認したとのことです。なお、以下の答申の理由に記載の「不応募合意株主が本公開買付けに応募しない対象者株式」「不応募合意株主が所有する株式」とは、2021年3月5日時点で不応募合意株主が所有していた対象者株式(合計7,631,500株、所有割合:46.48%)を意味するとのことです。

(後略)

(b) 答申の理由

本取引の是非

(前略)

なお、不応募合意株主は、本臨時株主総会において本株式併合等の各議案に賛成する予定とのことであるため、不応募合意株主が所有する不応募合意株式(合計7,631,500株、所有割合:46.48%)に加え、公開買付者が本公開買付けにより3,314,266株(所有割合:20.19%)の株式を取得した場合、公開買付者と不応募合意株主が所有する株式を合わせて、本株式併合の議案の承認に必要な3分の2の議決権に相当する株式を取得することとなり、本株式併合の実行が確実となるが、当該株式数を下回る場合には、対象者株式の上場が維持される可能性がある。もっとも、対象者株式の上場が維持される場合においては、公開買付者が所有する株式は、所有割合にして最大で約20%にとどまると想定されるところ、上記の最大の所有割合となる場合であっても公開買付者は対象者の第2位株主となるにすぎず、現実的には、上場が維持される場合における公開買付者の所有割合は上記よりも相当程度低くなるのが想定されるため、本公開買付けによりベインキャピタルが対象者の支配権を有するわけではないと考えられる。また、ベインキャピタル、錢氏及び鈴木氏からは、対象者の支配権を有することとならない場合であっても、ベインキャピタルが、対象者からの要請に応じ、一株主として一定程度対象者による経営施策の実行を支援していく予定であり、さらに、対象者株式の上場が維持された場合において対象者の一般株主にとって不利益となるような合意は存在しないとの回答を得ている。

(後略)

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	8,761,149 (株)		
合計	8,761,149 (株)		

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者の株券等の最大数(8,761,149株)を記載しております。当該最大数は、対象者潜在株式勘案後株式総数(16,418,649株)から、不応募合意株式(7,631,500株)及び不応募合意株主が所有する本新株予約権130個の目的となる株式数(26,000株)を控除した株式数(8,761,149株)です。
- (注3) 買付予定の普通株式の内訳は、普通株式8,001,549株、第4回新株予約権2,800個(目的となる普通株式の株式数:5,600株)、第12回新株予約権150個(目的となる普通株式の株式数:30,000株)、第13回新株予約権120個(目的となる普通株式の株式数:24,000株)、第15回新株予約権3,500個(目的となる普通株式の株式数:350,000株)、及び第16回新株予約権3,500個(目的となる普通株式の株式数:350,000株)となります。
- (注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注6) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(訂正後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	8,497,849 (株)		
合計	8,497,849 (株)		

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者の株券等の最大数(8,497,849株)を記載しております。当該最大数は、対象者潜在株式勘案後株式総数(16,418,649株)から、不応募合意株式(7,894,800株)及び不応募合意株主が所有する本新株予約権130個の目的となる株式数(26,000株)を控除した株式数(8,497,849株)です。
- (注3) 買付予定の普通株式の内訳は、普通株式7,738,249株、第4回新株予約権2,800個(目的となる普通株式の株式数:5,600株)、第12回新株予約権150個(目的となる普通株式の株式数:30,000株)、第13回新株予約権120個(目的となる普通株式の株式数:24,000株)、第15回新株予約権3,500個(目的となる普通株式の株式数:350,000株)、及び第16回新株予約権3,500個(目的となる普通株式の株式数:350,000株)となります。
- (注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注6) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	87,611
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	7,596
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2021年3月8日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年3月8日現在)(個)(g)	76,575
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	260
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2020年9月30日現在)(個)(j)	155,954
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	53.36
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、各本新株予約権の発行要項に基づき株式に換算した株式数(759,600株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年3月8日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2020年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者潜在株式勘案後株式総数(16,418,649株)に係る議決権の数である164,186個を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	84,978
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	7,596
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2021年3月30日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年3月30日現在)(個)(g)	79,208
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	260
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2020年9月30日現在)(個)(j)	155,954
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	51.76
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、各本新株予約権の発行要項に基づき株式に換算した株式数(759,600株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2021年3月30日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2020年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者四半期報告書に記載された2020年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者潜在株式勘案後株式総数(16,418,649株)に係る議決権の数である164,186個を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	26,283,447,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	140,000,000
その他(c)	12,000,000
合計(a) + (b) + (c)	26,435,447,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(8,761,149株)に本公開買付価格(3,000円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

買付代金(円)(a)	25,493,547,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	140,000,000
その他(c)	12,000,000
合計(a) + (b) + (c)	25,645,547,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(8,497,849株)に本公開買付価格(3,000円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	76,315 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	260		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	76,575		
所有株券等の合計数	76,575		
(所有潜在株券等の合計数)	(260)		

(訂正後)

(2021年3月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	78,948 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	260		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	79,208		
所有株券等の合計数	79,208		
(所有潜在株券等の合計数)	(260)		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】
(訂正前)

(2021年 3 月 8 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	76,315 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	260		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	76,575		
所有株券等の合計数	76,575		
(所有潜在株券等の合計数)	(260)		

(訂正後)

(2021年 3 月 30 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該当する株券等の数
株券	78,948 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	260		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	79,208		
所有株券等の合計数	79,208		
(所有潜在株券等の合計数)	(260)		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(訂正前)

(前略)

(2021年 3 月 8 日現在)

氏名又は名称	秋元 伸介
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号 パレスビル 5 階 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	会社役員
連絡先	連絡者 銭 鋺 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 電話番号 03-6408-6820
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(訂正後)

(前略)

(2021年 3 月 8 日現在)

氏名又は名称	秋元 伸介
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号 パレスビル 5 階 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	会社役員
連絡先	連絡者 銭 鋺 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 電話番号 03-6408-6820
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

(2021年 3 月30日現在)

氏名又は名称	田邊 卓也
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号 パレスビル 5 階 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	会社役員
連絡先	連絡者 銭 鋺 連絡場所 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号 電話番号 03-6408-6820
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者

【所有株券等の数】
(訂正前)
銭 銀

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	26,166 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	26,166		
所有株券等の合計数	26,166		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(中略)

秋元 伸介

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	144 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	60		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	204		
所有株券等の合計数	204		
(所有潜在株券等の合計数)	(60)		

(訂正後)
銭 銀

(2021年3月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	28,659 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	28,659		
所有株券等の合計数	28,659		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(中略)

秋元 伸介

(2021年3月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	144 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	60		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	204		
所有株券等の合計数	204		
(所有潜在株券等の合計数)	(60)		

田邊 卓也

(2021年3月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	140 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	140	—	—
所有株券等の合計数	140	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

公開買付者は、対象者の代表取締役社長かつ主要株主である第2位株主の銭氏及び対象者の代表取締役C T Oかつ主要株主である筆頭株主の鈴木氏との間で、2021年3月5日付で、本基本合意書をそれぞれ締結し、銭氏は、銭氏が所有する対象者株式2,616,600株(所有割合:15.94%)全てを本公開買付けに応募しないことを、鈴木氏は、鈴木氏が所有する対象者株式3,966,600株(所有割合:24.16%)全て及び鈴木氏が所有する本新株予約権100個(目的となる株式数:20,000株、所有割合:0.12%)全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しております。

また、公開買付者は、銭氏の資産管理会社かつ第4位株主であるQ K、銭氏の資産管理会社かつ第8位株主であるS Y、第9位株主である柏谷氏、山田氏、上野山氏、佐藤氏及び秋元氏との間で、2021年3月5日付で、本不応募合意書をそれぞれ締結し、Q Kは、Q Kが所有する対象者株式354,300株(所有割合:2.16%)全てを本公開買付けに応募しないことを、S Yは、S Yが所有する対象者株式212,600株(所有割合:1.29%)全てを本公開買付けに応募しないことを、柏谷氏は、柏谷氏が所有する対象者株式204,800株(所有割合:1.25%)全てを本公開買付けに応募しないことを、山田氏は、山田氏が所有する対象者株式192,200株(所有割合:1.17%)全てを本公開買付けに応募しないことを、上野山氏は、上野山氏が所有する対象者株式36,000株(所有割合:0.22%)全てを本公開買付けに応募しないことを、佐藤氏は、佐藤氏が所有する対象者株式34,000株(所有割合:0.21%)全てを本公開買付けに応募しないことを、秋元氏は、秋元氏が所有する対象者株式14,400株(所有割合:0.09%)及び本新株予約権30個(目的となる株式数:6,000株、所有割合:0.04%)全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しております。

(中略)

本基本合意書、本不応募合意書、本応募合意書及び本株主間契約書の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(訂正後)

公開買付者は、対象者の代表取締役社長かつ主要株主である第2位株主の銭氏及び対象者の代表取締役C T Oかつ主要株主である筆頭株主の鈴木氏との間で、2021年3月5日付で、本基本合意書をそれぞれ締結し、銭氏は、銭氏が所有する対象者株式の全て(2,865,900株、所有割合:17.46%)を本公開買付けに応募しないことを、鈴木氏は、鈴木氏が所有する対象者株式3,966,600株(所有割合:24.16%)全て及び鈴木氏が所有する本新株予約権100個(目的となる株式数:20,000株、所有割合:0.12%)全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しております。

また、公開買付者は、銭氏の資産管理会社かつ第4位株主であるQ K、銭氏の資産管理会社かつ第8位株主であるS Y、第9位株主である柏谷氏、山田氏、上野山氏、佐藤氏及び秋元氏との間で、2021年3月5日付で、本不応募合意書をそれぞれ締結し、Q Kは、Q Kが所有する対象者株式354,300株(所有割合:2.16%)全てを本公開買付けに応募しないことを、S Yは、S Yが所有する対象者株式212,600株(所有割合:1.29%)全てを本公開買付けに応募しないことを、柏谷氏は、柏谷氏が所有する対象者株式204,800株(所有割合:1.25%)全てを本公開買付けに応募しないことを、山田氏は、山田氏が所有する対象者株式192,200株(所有割合:1.17%)全てを本公開買付けに応募しないことを、上野山氏は、上野山氏が所有する対象者株式36,000株(所有割合:0.22%)全てを本公開買付けに応募しないことを、佐藤氏は、佐藤氏が所有する対象者株式34,000株(所有割合:0.21%)全てを本公開買付けに応募しないことを、秋元氏は、秋元氏が所有する対象者株式14,400株(所有割合:0.09%)及び本新株予約権30個(目的となる株式数:6,000株、所有割合:0.04%)全てを本公開買付けに応募しないことを、それぞれ合意しております。また、公開買付者は、田邊氏との間で、2021年3月30日付で、本不応募合意書(田邊氏)を締結し、田邊氏は、田邊氏が所有する対象者株式14,000株(所有割合:0.09%)全てを本公開買付けに応募しないことを合意しております。

(中略)

本基本合意書、本不応募合意書、本不応募合意書(田邊氏)、本応募合意書及び本株主間契約書の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

(訂正前)

公開買付者は、対象者の代表取締役社長かつ主要株主である第2位株主の銭氏及び対象者の代表取締役C T Oかつ主要株主である筆頭株主の鈴木氏との間で、本基本合意書をそれぞれ締結し、銭氏は、銭氏が所有する対象者株式2,616,600株(所有割合:15.94%)全てを本公開買付けに応募しないことを、鈴木氏は、鈴木氏が所有する対象者株式3,966,600株(所有割合:24.16%)全て及び鈴木氏が所有する本新株予約権100個(目的となる株式数:20,000株、所有割合:0.12%)全てを本公開買付けに応募しないことをそれぞれ合意しております。

(後略)

(訂正後)

公開買付者は、対象者の代表取締役社長かつ主要株主である第2位株主の銭氏及び対象者の代表取締役C T Oかつ主要株主である筆頭株主の鈴木氏との間で、本基本合意書をそれぞれ締結し、銭氏は、銭氏が所有する対象者株式2,865,900株(所有割合:17.46%)全てを本公開買付けに応募しないことを、鈴木氏は、鈴木氏が所有する対象者株式3,966,600株(所有割合:24.16%)全て及び鈴木氏が所有する本新株予約権100個(目的となる株式数:20,000株、所有割合:0.12%)全てを本公開買付けに応募しないことをそれぞれ合意しております。

(後略)

公開買付届出書の添付書類

2021年3月8日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

(前略)

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所の開設する市場であるマザーズ市場に上場している対象者株式(ただし、本新株予約権(以下に定義します。))の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式、銭氏が所有する対象者株式の全て、鈴木氏が所有する対象者株式の全て、銭氏がその発行済株式の51.00%を所有する資産管理会社かつ第4位株主である株式会社Q K(以下「Q K」といいます。))が所有する対象者株式の全て、銭氏がその発行済株式の51.00%を所有する資産管理会社かつ第8位株主である株式会社S Y(以下「S Y」といいます。))が所有する対象者株式の全て、銭氏の配偶者である山田理恵氏(以下「山田氏」といいます。))が所有する対象者株式の全て、並びに銭氏の友人である柏谷泰行氏(第9位株主。以下「柏谷氏」といいます。))、上野山勝也氏(以下「上野山氏」といいます。))、佐藤裕介氏(以下「佐藤氏」といいます。))及び秋元伸介氏(以下「秋元氏」といいます。))、柏谷氏、上野山氏、佐藤氏及び秋元氏を総称して、以下「友人不応募株主」といいます。))がそれぞれ所有する対象者株式の全てを除きます。))並びに本新株予約権(ただし、不応募合意株主が所有する本新株予約権を除きます。))の全てを取得することにより、対象者の株式を非公開化するための一連の取引(以下「本取引」といいます。))の一環として、本公開買付けを実施いたします。

(後略)

(訂正後)

(前略)

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所の開設する市場であるマザーズ市場に上場している対象者株式(ただし、本新株予約権(以下に定義します。))の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式、銭氏が所有する対象者株式の全て、鈴木氏が所有する対象者株式の全て、銭氏がその発行済株式の51.00%を所有する資産管理会社かつ第4位株主である株式会社QK(以下「QK」といいます。))が所有する対象者株式の全て、銭氏がその発行済株式の51.00%を所有する資産管理会社かつ第8位株主である株式会社SY(以下「SY」といいます。))が所有する対象者株式の全て、銭氏の配偶者である山田理恵氏(以下「山田氏」といいます。))が所有する対象者株式の全て、並びに銭氏の友人である柏谷泰行氏(第9位株主。以下「柏谷氏」といいます。)、上野山勝也氏(以下「上野山氏」といいます。)、佐藤裕介氏(以下「佐藤氏」といいます。))及び秋元伸介氏(以下「秋元氏」といいます。)、柏谷氏、上野山氏、佐藤氏及び秋元氏を総称して、以下「友人不応募株主」といいます。銭氏、鈴木氏、QK、SY、山田氏及び友人不応募株主を総称して、以下「不応募合意株主」といいます。)並びに銭氏の友人である田邊卓也氏(以下「田邊氏」といいます。))がそれぞれ所有する対象者株式の全てを除きます。)並びに本新株予約権(ただし、不応募合意株主が所有する本新株予約権を除きます。)の全てを取得することにより、対象者の株式を非公開化するための一連の取引(以下「本取引」といいます。))の一環として、本公開買付けを実施いたします。

(後略)

2. 公開買付けの内容

(5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

買付予定数	8,761,149株
買付予定数の下限	株
買付予定数の上限	株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。))の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者の株券等の最大数(8,761,149株)を記載しております。当該最大数は、()対象者が2021年2月12日に提出した「第12期第1四半期報告書」に記載された2020年12月31日現在の対象者の発行済株式数(15,676,400株)に、()対象者が2020年12月21日付で提出した第11期有価証券報告書に記載された2020年11月30日現在の全ての新株予約権(18,021個(目的となる株式数:1,598,700株))から、2020年12月1日以降2021年3月4日までに行使され又は消滅した新株予約権(7,821個(目的となる株式数:813,100株)(対象者によれば、第6回新株予約権189個(目的となる株式数:37,800株)、第7回新株予約権121個(目的となる株式数:24,200株)及び第17回新株予約権7,511個(目的となる株式数:751,100株)))を除いた数の2021年3月4日現在の本新株予約権(10,200個(対象者によれば、第4回新株予約権2,800個(目的となる株式数:5,600株)、第12回新株予約権250個(目的となる株式数:50,000株)、第13回新株予約権150個(目的となる株式数:30,000株)、第15回新株予約権3,500個(目的となる株式数:350,000株)、及び第16回新株予約権3,500個(目的となる株式数:350,000株)))の目的となる株式数(785,600株)を加算した数(16,462,000株)から、()対象者が2月12日に公表した「2021年9月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2020年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(43,351株)を控除した株式数(16,418,649株)から、()不応募合意株主が所有する対象者株式(7,631,500株)全て及び不応募合意株主が所有する本新株予約権130個の目的となる株式数(26,000株)を控除した株式数(8,761,149株)です。

(後略)

(訂正後)

買付予定数 8,497,849株
買付予定数の下限 株
買付予定数の上限 株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定していません。したがって、公開買付者は、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定していませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者の株券等の最大数(8,497,849株)を記載しております。当該最大数は、()対象者が2021年2月12日に提出した「第12期第1四半期報告書」に記載された2020年12月31日現在の対象者の発行済株式数(15,676,400株)に、()対象者が2020年12月21日付で提出した第11期有価証券報告書に記載された2020年11月30日現在の全ての新株予約権(18,021個(目的となる株式数:1,598,700株))から、2020年12月1日以降2021年3月4日までに行使され又は消滅した新株予約権(7,821個(目的となる株式数:813,100株))(対象者によれば、第6回新株予約権189個(目的となる株式数:37,800株)、第7回新株予約権121個(目的となる株式数:24,200株)及び第17回新株予約権7,511個(目的となる株式数:751,100株))を除いた数の2021年3月4日現在の本新株予約権(10,200個(対象者によれば、第4回新株予約権2,800個(目的となる株式数:5,600株)、第12回新株予約権250個(目的となる株式数:50,000株)、第13回新株予約権150個(目的となる株式数:30,000株)、第15回新株予約権3,500個(目的となる株式数:350,000株)、及び第16回新株予約権3,500個(目的となる株式数:350,000株))の目的となる株式数(785,600株)を加算した数(16,462,000株)から、()対象者が2月12日に公表した「2021年9月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2020年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(43,351株)を控除した株式数(16,418,649株)から、()不応募合意株主及び田邊氏が所有する対象者株式(7,894,800株)全て及び不応募合意株主が所有する本新株予約権130個の目的となる株式数(26,000株)を控除した株式数(8,497,849株)です。

(後略)

以上